

佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策委員会規程

平成27年2月13日制定

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策基本計画第5に基づきいじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、いじめ問題の重要性に鑑み、佐世保工業高等専門学校における人権教育を推進し、いじめ防止の対策を講ずることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 いじめ防止プログラムに関すること。
- 二 いじめの早期発見・事案対処マニュアルに関すること。
- 三 学校いじめ防止基本計画に基づく取り組みに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。なお第十二号には、外部の専門家を含むものとする。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 専攻科長
- 六 各学科長及び基幹教育科長
- 七 情報処理センター長
- 八 学生相談室長
- 九 学級担任
- 十 第9条第4項に規定する調査部会長
- 十一 事務部長
- 十二 校長が特に必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員長補佐)

第7条 委員会に委員長補佐を置き、第4条第二号、第三号及び第四号の委員のうち校長

が指名した者をもって充てる。

2 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認められたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(調査部会)

第9条 委員会に調査部会を置く。

2 調査部会は、次の各号に掲げる事項の調査等を行う。

一 委員会から付託された事項の調査検討及び実施

二 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げるいじめの重大事態が発生した場合の事実関係の調査

3 調査部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 第7条第1項の委員長補佐

二 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補のうち、校長が任命した者各1名

三 情報処理センター員のうち、校長が任命した者

四 学生相談室長

五 カウンセラー

六 学生課長

4 調査部会に調査部会長を置く。

5 調査部会長は、前条第2項第二号の委員の互選により決定する。

6 調査部会が必要と認めたときは、調査部会以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、平成27年2月13日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月2日から施行する。